

○後志広域連合会議幹事会運営規則

〔平成20年12月1日〕
規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、後志広域連合会議条例（平成19年後志広域連合条例第10号）第8条の規定に基づき、後志広域連合会議に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）の指示を受け、後志広域連合会議に提案する審議事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、後志広域連合の運営に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。

3 幹事長及び副幹事長の任期は、それぞれ関係町村の副町村長としての任期による。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じ、随時招集する。

(会議の運営)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及びその結果について、広域連合長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、後志広域連合事務局総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。